平成２９年（フ）第１７６号
京都府木津川市木津南後背122番地２　メゾンクレール103号
債務者　北尾　謙次
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
広島県呉市本通７丁目12番11号
債務者　千葉由里子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１１号
広島県呉市広本町２丁目12番１号
債務者　下夕　　清
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２号
高知県高岡郡佐川町丙311番地３
債務者　沢村　秀昭
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３号
高知県高岡郡佐川町丙311番地３
債務者　沢村　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１０号
福岡県宮若市長井鶴208番地１
債務者　中村　祐也
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１１号
福岡県宮若市長井鶴208番地１
債務者　中村　美帆
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１４号
宮城県大崎市岩出山字下川原町50番地
債務者　簗田　重則
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
金沢市諸江町下丁356番地１　レインボーハイツ平井105号
債務者　谷口　敦子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
福井市花堂北２丁目32番52号
債務者　畑中征津子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
福井県坂井市丸岡町栄１丁目910番地
債務者　地代所　早
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
福井市乾徳１丁目３番12号　大久保文子方
債務者　山本三千彦
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
福井市光陽４丁目３番43号　ドルミ学園105号
債務者　松田　英之
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
福井県三方郡美浜町早瀬第23号16番地
債務者　網谷　光江
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１９５５号
愛知県犬山市字西北野14番地１　レオパレスサンメイワ206
債務者　土屋　　唯
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９号
名古屋市名東区藤森西町509番地　メゾン・ド・コンフォール203号
債務者　藤井　進午
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１号
愛知県半田市亀崎町５丁目24番地
債務者　岩本　伸吉
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部